

岸本町・溝口町合併協議会

第11回会議 別添資料

1．報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：地域間交流事業）	2～5
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：地域開発関係事業）	6
報告第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：交通安全事業）	7

2．提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（機構及び組織の取り扱い）	8
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（広域行政の取り扱い）	9
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（消防団の取り扱い）	10～12
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（地方税の取り扱い）	13～22
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱い）	23
提案第6号関係	行政現況調書調整一覧表（字名の取り扱い）	24
提案第7号関係	行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱い）	25
提案第8号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：地域コミュニティ事業）	26
提案第9号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：地域開発関係事業）	27～28

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	補助金、交付金の取扱い		責任者	石本
合併協定項目	18補助金交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>【補助金等の名称】固定資産税支払補填金 地方税法により、固定資産税過誤納金は申し出があった日から起算して5年の範囲内とされている。補填金は納税者の不利益を補填することを目的とし、さらに5年の範囲内で補填金を支払う。 (補填金の算定) 還付不能金相当額と 利息相当額の合算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間は還付することが出来ない日から起算して5年の範囲内とする。 ・利息相当額は還付不能金の納付があった日の翌日から、補填金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該不能金の額に年5%の割合を乗じて算定した額とする。 <p>利息相当額 = (還付可能額 × 日数 × 0.05) / 365</p>	<p>【補助金等の名称】固定資産税支払補填金 地方税法により、固定資産税過誤納金は申し出があった日から起算して5年の範囲内とされている。補填金は納税者の不利益を補填することを目的とし、さらに5年の範囲内で補填金を支払う。 (補填金の算定) 還付不能金相当額と 利息相当額の合算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間は還付することが出来ない日から起算して5年の範囲内とする。 ・利息相当額は還付不能金の納付があった日の翌日から、補填金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該不能金の額に年5%の割合を乗じて算定した額とする。 <p>利息相当額 = (還付可能額 × 日数 × 0.05) / 365</p>	同一である			現行のとおり新町に引き継ぐものとする		
2	<p>【補助金等の名称】国民健康保険税資産割に係る補填金 固定資産税に係る補填金の支給決定を受けた場合、国民健康保険税の資産割の更正を行い、補填金を支払う。 (補填金の算定) 還付不能金相当額と 利息相当額の合算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間は還付することが出来ない日から起算して5年の範囲内とする。 ・利息相当額は還付不能金の納付があった日の翌日から、補填金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該不能金の額に年5%の割合を乗じて算定した額とする。 <p>利息相当額 = (還付不能金の額 × 日数 × 0.05) / 365</p>	<p>【補助金等の名称】国民健康保険税資産割に係る補填金 固定資産税に係る補填金の支給決定を受けた場合、国民健康保険税の資産割の更正を行い、補填金を支払う。 (補填金の算定) 還付不能金相当額と 利息相当額の合算とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定期間は還付することが出来ない日から起算して5年の範囲内とする。 ・利息相当額は還付不能金の納付があった日の翌日から、補填金の支出を決定した日までの期間に応じ、当該不能金の額に年5%の割合を乗じて算定した額とする。 <p>利息相当額 = (還付不能金の額 × 日数 × 0.05) / 365</p>	同一である			現行のとおり新町に引き継ぐものとする		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域間交流事業		責任者	住田浩平
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 9 地域間交流事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>自治体間の交流（国際交流を含む）</p> <p>町民が韓国に触れることで、歴史と文化の違いを認め合い、郷土の良さを再発見し、郷土を愛する気持ちを育む。</p> <p>韓国の自治体との交流は実施していない。町民レベルの交流を目指して団体育成中。</p> <p>平成14年度から韓国語講座「韓国を知ろう講座」の実施（1年10名程度） （内容） ハングル講座、韓国歴史文化のワークショップ、韓国現地研修、韓国研修発表会</p>		<p>自治体間の交流（国際交流を含む）</p> <p>町民の国際理解の高揚と国際感覚の醸成を図るため、海外との交流事業を行う。</p> <p>友好交流関係締結についての意向書の締結状況 中国河北省滄州市 平成6年5月 中国河北省呉橋県 平成14年7月</p> <p>平成14年11月 国民文化祭に雑技団招致 平成15年 3月 滄州市政府農業視察団来町 平成15年10月 溝口町海外派遣事業として訪中</p>		<p>交流先・事業の実施方法に違いはあるが、現在行っている友好交流関係及び事業については、今後も継続する必要がある。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p> <p>資料P</p>	

意 向 書

日本国鳥取県日野郡溝口町長の招聘により、滄州市薄紹銓常務副市長を団長とする滄州友好訪日代表団は、1994年5月22日から27日までの間、溝口町を訪問した。薄紹銓常務副市長と下村道也町長は、相互に友好交流関係を結ぶことについて、誠意的に友好的な会談を行った。

溝口町長は、1993年7月に友好代表団を率いて、滄州市に対して友好訪問をし、相互の理解と友誼を深めた。

滄州市薄紹銓常務副市長と溝口町下村道也町長は、活発に意見を交換し、双方の交流・協力事項について、次のような意向を達成した。

1. 溝口町と滄州市は、互いに代表団を派遣し、相互の友好関係を深める。
2. 溝口町と滄州市は、行政事務管理技術、環境保全、果樹・野菜栽培技術、牧畜技術などの交流を行い、相互に研修生の受け入れを図る。
3. 溝口町と滄州市は、双方の経済団体及び企業の協力を得るとともに、溝口町を通じて日本国内の経済団体及び企業の協力を得て、経済分野の交流の実現に努めるものとする。
4. 溝口町と滄州市は、教育面の交流を行い、双方の小学校、中学校の間の生徒の作品、教育の資料と学校管理等の交流を促進する。
5. 溝口町と滄州市は、双方の文化・芸術・スポーツ等の交流を促進する。

溝口町と滄州市は、平和友好、平等互恵の原則に基づき、小規模の事業から手がけ、順次協力を拡大し、積極的で実地的な交流を促進する。

溝口町と滄州市は、日中両国民の間の理解と友誼を深めるために、双方の繁栄と発展を目的として協力しあい、双方の友好交流協力関係の締結を、早期に実現させるために努めるものとする。

1994年5月23日

日 本 国
溝口町 町 長

下村道也
鳥取県日野郡溝口町長之印



中国滄州市及び吳橋県との交流の経緯

- 1992年12月 滄州市との善隣友好都市提携に向けた検討を始める
- 1993年6月29日～7月4日 溝口町長、溝口町議会などの幹部が滄州市を訪問
- 1994年5月22日～27日 滄州市常務副市長薄紹銓ほか幹部職員が来町
- 1994年5月23日 滄州市と友好交流関係意向書を締結
- 1995年9月1日～96年8月31日 滄州市人民政府職員劉勝国氏を国際交流員として
溝口町役場企画課で受け入れ
- 1996年5月31日～6月6日 溝口町海外派遣団滄州市を訪問
- 1998年10月20日 滄州市文化局副局长、雑技団訪町
- 2002年5月15日 鳥取市にて張其昌副市長ほかと町長が会談 雑技団派遣を約束
- 2002年7月9日～14日 雑技団招聘のため町長及び担当者が吳橋県を訪問
- 2002年7月10日 吳橋県と友好交流関係意向書を締結
- 2002年11月1日～4日 吳橋県雑技団訪町 第17回国民文化祭「わらべまつり」に出演
- 2003年3月10日～14日 滄州市人民政府農業視察団受け入れ
- 2003年10月18日～23日 溝口町海外派遣団滄州市及び吳橋県を訪問

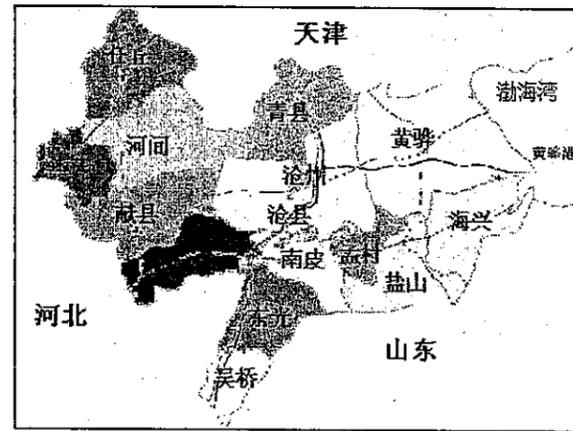
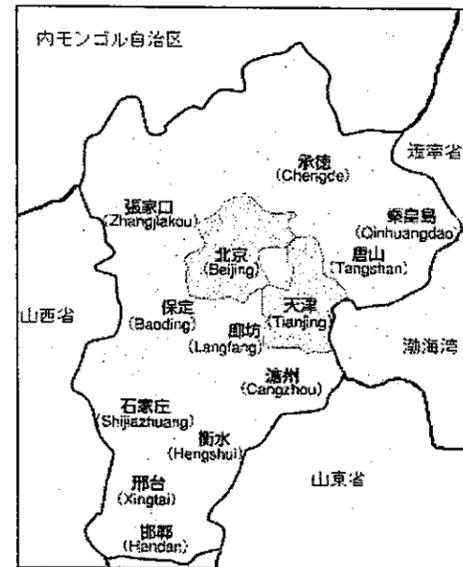
河北省滄州市の概況

河北省滄州市は中国の穀倉地帯、華北平原にあり、市の東部は渤海湾に面している。東西181km、南北165km、面積は14,033km²でありほぼ福島県に相当し、経度は東経115度42分～117度51分、緯度は北緯37度29分～38度57分に位置しており、日本の仙台とはほぼ同じ緯度にある。地形は殆ど平坦で海拔は7～10mである。滄州市は4市10県2区から構成され、人口は620万人で、そのうち約90%が農民である。地域全体としてみれば農業地域に位置づけられる。

滄州市は、北京市から約250km(列車・車で約4時間) 天津から120km(同約2時間) 南方にある。鉄道は京滬線(北京―上海)、道路は4本の国道が通り、交通の面では恵まれている。

また、呉橋県は滄州市の南に位置し、面積は583.9km²で人口は28万人余りである。呉橋県は雑技の故里として中国でも非常に有名である。

滄州市の気象、地形及び土壌、土地利用の概要は次のとおりである。



(1) 気象

滄州市は、暖温帯半湿潤大陸性気候区に属し年平均気温は12.3℃で1月の気温が最も低く平均気温は-4.5℃で-24.8℃に達したこともある(1972年1月26日)。7月が最も高く平均気温は26.0℃で42.8℃に達したこともある(1972年6月16日)。

積算温度は、基準温度0℃以上では4710℃～4860℃で基準温度10℃以上では

日本国鳥取県溝口町と中国河北省呉橋県との友好交流関係締結についての意向書

中国河北省呉橋県政府の招聘で、日本国鳥取県溝口町住田圭成町長を団長とする代表団は2002年7月9日から11日まで呉橋県を訪問した。

呉橋県指導者李継中書記長、許葆宏県長は住田圭成町長と双方が今後友好交流関係を締結することについて誠意ある友好的な会談をし、次のとおり合意したので互いの今後の友好交流に資するため意向書を締結する。

1. 溝口町と呉橋県は、互いに代表団の派遣、情報の交換により双方の理解を深め友好関係を促進する。
2. 溝口町と呉橋県は、農業に関する技術、情報、管理等の交流を行い、また、互いに研修生を派遣し、農業の共同的な発展を促進する。
3. 溝口町と呉橋県は、双方の経済団体、企業の協力を促進して、経済、貿易分野の交流を深める。
4. 溝口町と呉橋県は、行政事務管理、教育、文化、観光、科学技術等の交流を行い共同的な発展を促進する。
5. 溝口町と呉橋県の友好交流は、小さな事業から始め、逐一交流範囲を拡大し、積極的に友好交流関係の発展を促進することにより、早期に友好交流関係の正式な締結となるよう努力する。
6. 本意向書記載以外の事項については、双方協議の上決定する。
7. 本意向書は、日本語と中国語でそれぞれ2部作成し、それぞれ1部を保有する。

2002年7月10日

日本国鳥取県溝口町

中国河北省呉橋県

町長 住田圭成

県長 許葆宏

しているため、塩化の程度は低くなり面積も減少したが土壌のアルカリ化が日増しに進み重大な問題になっている。珠化沖積土と塩化沖積土は混在しており、珠化沖積土の耕土中の塩類含量は高くないが土壌のPHは高く遊離ナトリウムが多い。主に、沼沢、大きな窪地及びその周辺に分布しており、夏秋の雨期には冠水し、春の干魃の時でも地下水位は0.5m~1.0mと高くなっている。塩化沖積土は海岸地帯に最も多く、主として仔肆市、海興県境内に分布し、塩分含量は1%以上で地下水の硬度もたかく1L当たり塩分含量は10g前後であり、所によっては表層に結晶となっており、その下は蜂の巣状の気孔がある。このようなところは強いアルカリ性反応を呈し、PH9以上となっている。滄州地域には砂土面積は少なく海興小山の斜面、獻県及び河間地域の古い河の傍に点在している。

(3) 土地利用

滄州市の総面積は14,053km²で、そのうち耕地面積は1,173万畝(ム一と読み1ム一は1.667アール、従って195.5万ヘクタール)人工草地となりうるアルカリ性の土地及び低収量の畑は200万畝(33.3万ヘクタール)、河川及び排水路の土手は100万畝(16.7万ヘクタール)あり畜牧業の発展のための資源に恵まれている。

人工草地となりうる耕地以外の耕地には、トウモロコシ、小麦、綿花、蔬菜、梨、棗等が栽培されており、棗と梨は特産品となっている。

4283℃~4416℃、年平均日照時間は2646.3時間~2952.5時間、無霜期間は189日、年平均地温は深さ5cmでは13.6℃、10cmでは13.5℃、15cmでは3.6℃で年平均気温よりも高い。土壌の凍結期間は12月中旬から3月中旬で凍結深は50cm~60cmであるが67cmに達したこともある(1968年2月)。

年平均降水量は623.6mmであるが年による差が大きく、多い年は1160.7mm(1960年)に達し、少ない年は246.5mm(1968年)となっており、年間降水量の70%は7月~8月に集中している。年間蒸発量は2062.4mm前後であるが、年内の分布が不均衡で4月~6月の3ヶ月間で年間蒸発量の45%前後を占めており、蒸発量は降水量の3倍に達している。春の気候は温暖で風が多く乾燥し雨が少なく、夏は気温が高く雨が多く、秋はさわやかで雨が少ない。

(2) 地形及び土壌

滄州市は地質構造上渤海湾の西南部と河北沈降帯の東部に位置し、長期にわたる土砂の沈降過程、特に第三紀以降の沈降により厚い沈降層ができたがその下の岩盤までの深さは一定していない。第四紀の沈積物の厚さは700mから800mで最も厚いところでは1000m以上あり薄いところは200m~300mとなっている。また、海興小山の玄武岩のように地上に34mも突出しているところもある。

滄州市全体は、海河の河床の平坦な部分に属し、西は粹範河の三角洲の辺縁に接し、東は渤海に臨んでいる。その広く厚い沖積物層は黄河及び海河支流の度重なる氾濫によって堆積したものである。地形は西南部が高く東北部が低くなっている。海拔で見ると西南部は16m~20m運河の両側で8m~10m東北部の海岸部で2m以下となっており、西南部から滄州市街に向かっては5000分の1~6000分の1の勾配で滄州市街から海岸に向かっては15000分の1の緩やかな勾配となっている。

滄州市の主要な土壌は、沖積土で耕地面積の95%は有機物含量が1%前後となっている。その土壌は、普通沖積土、湿沖積土、脱沖積土、塩化沖積土、珠化沖積土等に分類される。普通沖積土は最も多く西部及び南部に比較的多く分布している。湿沖積土は主として地下水位の高い窪地に分布し、雨期には地表に水が常にあり冠水による災害が発生しやすいが長期にわたる干魃の時はその面積は減少する。脱沖積土は主として地下水位の低い高所或いは丘陵地帯に分布し、耕地は地下水の影響を受けない。この区域は毎年干魃に見舞われその面積も拡大しつつある。塩化沖積土は普通沖積土に次いで多く、主として地下水位の比較的高く水質の比較的悪い地帯、窪地、河の両岸或いは傾斜地の中下部に分布し、その面積は20数万haに達し耕地面積の約23%を占めており、春期には塩分が蓄積し耕地塩分含量は比較的高い。塩化沖積土は滄州市の最西部の肅寧県では面積が少なく、東部の沿海地区の窪地では海水の影響を受けて塩化の程度が大きく分布面積も大きくなっている。この土壌の塩類は塩化ナトリウムが主であるが、珠化(アルカリ化の意)沖積土については、近年、大部分の地域で毎年干魃が発生するため重炭酸塩を含む地下水の灌漑を

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業	責任者	舟越 聡	
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	なし	ふるさと定住化に関すること 平成15年度で2年目となる岸本さんに対し、とっとり生活体験事業補助金を交付し、定住へ向けて様々な補助を行う。 体験者滞在経費助成（本人） 一年目：100,000円/月 二年目：50,000円/月 体験者受入助成（業者） 一年目：50,000円/月 二年目：25,000円/月 体験者住居修繕工事補助。 5,000,000円限度		溝口町においては、鳥取県が実施しているとっとり生活体験事業の一環として現在までに3世帯の受入れを行っている。なお、補助金については補助金の対象者が15年度で終了する。 岸本町においては、現在のところ受け入れ世帯はない。両町とも単独施策としての定住施策はないが、若者定住施策と関連づけながら新町において今後検討していく課題である。			現行のまま新町に引き継ぐ。	
2	快適空間形成促進事業 町道岸本大原線は、景観形成地域に指定されており、観光客や町民の愛する景観となるよう、景観美化を促進し、新たな観光名所として景観の整備を行う。	なし		岸本町のみ事業を実施 岸本大原線植栽事業 （岸本町単独事業）			現行のまま新町に引き継ぐ	
3	なし	公園管理事業（快適空間形成促進事業） 楽々福水辺公園（宮原）を整備し、町民の憩いの場となるよう景観整備を行う。		溝口町のみ事業実施 溝口町楽々福公園の管理事業 （溝口町単独事業）			現行のまま新町に引き継ぐ	
4	岸本町全図作成業務 全図の種類と販売額 1/2,500 ... 未販売 1/5,000 ... 未販売 1/10,000 ... 1枚500円 （2種類：八郷方面1枚、大幡・幡郷方面1枚） 1/15,000 ... 1枚800円 1/25,000 ... 1枚500円 1/50,000 ... 1枚300円	溝口町全図作成業務 全図の種類と販売額 1/5,000 ... 1枚500円（全町：16枚） 1/25,000 ... 1枚250円 1/50,000 ... 1枚150円 1/75,000 ... 1枚150円		両町で作成している全図のスケール・販売価格が異なるため、調整を要する。 新町発足後に全町に対応できる基図を新たに作成する必要がある。			合併後に新たに作成する。	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項			
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	交通安全事業		責任者	片平道也
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 12 交通安全事業		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
1	<p>交通安全運動</p> <p>交通ルールを正しく守り交通事故をなくすために集中して啓発・行事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 ・夏の交通安全県民運動 ・秋の全国交通安全運動 ・年末の交通安全県民運動 <p>交通安全運動行事等については溝口警察署内の溝口、岸本、江府の3町で構成する、交通対策協議会で決定する。</p>	<p>交通安全運動</p> <p>交通ルールを正しく守り交通事故をなくすために集中して啓発・行事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 ・夏の交通安全県民運動 ・秋の全国交通安全運動 ・年末の交通安全県民運動 <p>交通安全運動行事等については溝口警察署内の溝口、岸本、江府の3町で構成する、交通対策協議会で決定する。</p>	なし			現行のまま新町に引き継ぐ			
2	<p>交通安全施設整備事業</p> <p>交通安全施設を計画的に整備及び維持管理し、道路交通の安全を図ることを目的とする。</p> <p>各地区団体から要望のあった交通安全施設をもとに3年間の計画を立て施設の整備を行う。 各年度予算額 300万円程度</p>	<p>交通安全施設整備事業</p> <p>交通安全施設を計画的に整備及び維持管理し、道路交通の安全を図ることを目的とする。</p> <p>各地区団体から要望のあった交通安全施設をもとに施設の整備を行う。 各年度予算額 100万円程度</p>	<p>集落の要望を基に3年間の交通安全施設等整備計画を策定（岸本町）</p> <p>毎年集落の要望を基に計画的に整備する（溝口町）</p>			合併後に岸本町の例により一元化する。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	機構及び組織の取扱い		責任者	住田浩平
合併協議項目	7. 機構及び組織の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	行政改革重点推進方針・実施計画 策定日 平成11年12月7日(改定) 主要課題 1 効率的行政運営システムの確立 2 事務事業の整理合理化と事務処理の効率化 3 時代の変化に対応する組織機構の編成 4 職員研修と職場の活性化 5 町民に開かれた行政の推進と行政サービスの向上 6 財政健全化方策の推進 7 定員管理と給与の適正化 実施期間 平成12年度から平成16年度までの5年間		行政改革重点推進方針・実施計画 策定日 平成11年6月30日(改定) 主要課題 1 事務事業の見直し 2 時代に即応した組織・機構の見直し 3 定員管理及び給与の適正化の推進 4 効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 5 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 6 公共施設の設置及び管理運営 7 地方議会について 実施期間 特段の定めなし		現大綱に定める事項については、新町建設計画及び合併事務調整に反映し、合併後の方針等については、新町建設計画及び新町総合計画との整合性を図りながら、新町移行後に新たに検討する必要がある。			新町に移行後一本化を図り継続して推進する。	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	事務局	責任者		ワーキンググループ名	広域行政の取り扱い	責任者	齊下正司	
合併協議項目	13広域行政の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>西伯郡南部土地開発公社 公共用地、公用地当の取得、管理、処分等を行なうことにより地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>体制 岸本町、会見町、西伯町の首長、議会議員の中から理事長、副理事長専務理事、理事、監事の役員を選出する。</p> <p>現在：理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事6名、監事3名</p> <p>業務内容 岸本町、会見町、西伯町の公共用地の取得等を行っている。</p> <p>運営状況 ・平成15年度当初現在高 基本額：1,000,000円（出資金） 預金利息等（通帳残額）：557,402円 現在保有している財産：なし</p> <p>岸本町、会見町、西伯町の三町で設立し、公社の基本財産は各町が100万円出資している。 岸本町長＝副理事長 議会議員＝理事2名 監事1名</p> <p>町は、毎年度、公社運営費負担金40万円を支出</p>	<p>溝口町土地開発公社（溝口町単独） 公共用地、公用地当の取得、管理、処分等を行なうことにより地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>体制 首長、議会議員の中から理事長、理事、監事の役員を選出する。</p> <p>現在：理事長1名、理事4名、監事2名</p> <p>業務内容 溝口町の公共用地の取得等を行っている。</p> <p>運営状況 ・平成15年度当初現在高 基本財産：2,000,000円（出資金） 運用財産：20,000,000円 （大平原工業用地：0.8ha） 現在保有している財産： 上野工業用地（13.7ha、318,720,000円） 溝口町が設立し、公社の基本財産200万円、運用財産2,000万円を町が出資している。 溝口町長＝理事長 議会議員＝理事4名 監事1名</p> <p>町は、毎年度、公社交付金として借入金利息分を支出</p>	<p>・岸本町は南部土地開発公社に所属し、溝口町は単町で公社を運営している。このため、岸本町は西伯町、会見町との調整が必要となる。</p> <p>・現在それぞれの公社が所有している財産等の処分方法について調整が必要となる。</p>			<p>新町発足の前日をもって岸本町は西伯郡南部土地開発公社を脱退し、溝口町土地開発公社の定款を変更して新町において新たな土地開発公社を設立する。</p>		

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	消防団の取扱い	責任者	井澤宏和																																																																																									
合併協定項目	15 消防団の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考																																																																																											
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法																																																																																										
1	<p>【消防団】</p> <p>岸本町消防団 条例定数83人 実人員 82人</p> <p>報酬 (人数は実人員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>人数</th> <th>単価(円)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1</td> <td>113,400</td> <td>113,400</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>2</td> <td>71,500</td> <td>143,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>4</td> <td>63,800</td> <td>255,200</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>4</td> <td>40,700</td> <td>162,800</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>8</td> <td>34,100</td> <td>272,800</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>63</td> <td>30,900</td> <td>1,946,700</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82</td> <td></td> <td>2,893,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 分団数について 第1分団、第2分団、第3分団、本部分団(各20人)</p> <p>2 費用弁償(出勤手当等)...1回につき3,900円</p> <p>3 役場職員の団員報酬については、その他の団員と同額</p> <p>4 団員厚生・・・別紙資料「7厚生」参照</p> <p>5 各分団配備車輛・・・別紙資料「2装備」参照</p> <p>6 幹部研修・・・2年に1回実施=1人当り50,000円</p>	職名	人数	単価(円)	金額(円)	団長	1	113,400	113,400	副団長	2	71,500	143,000	分団長	4	63,800	255,200	副分団長	4	40,700	162,800	班長	8	34,100	272,800	団員	63	30,900	1,946,700	合計	82		2,893,900	<p>【消防団】</p> <p>溝口町消防団 条例定数80人 実人員 69人</p> <p>報酬 (人数は実人員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">人数</th> <th rowspan="2">単価(円)</th> <th colspan="2">一般の団員</th> <th colspan="2">役場職員の団員</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>金額(円)</th> <th>人数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1</td> <td>104,000</td> <td></td> <td>104,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>1</td> <td>77,000</td> <td></td> <td>77,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>3</td> <td>57,000</td> <td>3</td> <td>171,000</td> <td>1</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>3</td> <td>47,000</td> <td>3</td> <td>141,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>7</td> <td>44,000</td> <td>5</td> <td>220,000</td> <td>2</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>26</td> <td>42,000</td> <td>22</td> <td>924,000</td> <td>4</td> <td>168,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41</td> <td></td> <td>28</td> <td>1,893,000</td> <td>7</td> <td>727,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 分団数について 第1分団、第2分団、第3分団、本部分団(各20人)</p> <p>2 費用弁償(出勤手当等)...1回につき3,000円</p> <p>3 報酬は役場職員の団員には支給していない。</p> <p>4 団員厚生・・・別紙資料「7厚生」参照</p> <p>5 各分団配備車輛・・・別紙資料「2装備」参照</p>	職名	人数	単価(円)	一般の団員		役場職員の団員		人数	金額(円)	人数	金額(円)	団長	1	104,000		104,000			副団長	1	77,000		77,000			分団長	3	57,000	3	171,000	1	37,000	副分団長	3	47,000	3	141,000			班長	7	44,000	5	220,000	2	88,000	団員	26	42,000	22	924,000	4	168,000	合計	41		28	1,893,000	7	727,000	<p>1 団員の条例定数は、岸本町4分団83人、溝口町4分団80人と均衡がとれている。</p> <p>2 団員報酬及び費用弁償が異なっている。</p> <p>3 消防団員福祉共済掛金の補助が異なっている。</p> <p>4 各分団の配備車輛が異なっている。</p> <p>5 岸本町では幹部研修が取り入れられている。</p>	<p>合併時に一元化する。</p> <p>1 団員数は163人とする。 8分団(各20人)・・・160人 団長1人 副団長2人</p> <p>2 団員報酬及び費用弁償については別に調整する。</p> <p>3 消防団員福祉共済掛金の補助については、1人当り3,000円の掛金に対し、2,000円(2/3)とする。</p> <p>4 各分団の配備車輛は、当面現状のまま引き継ぐ。</p> <p>5 幹部研修については、岸本町の例による。</p>
職名	人数	単価(円)	金額(円)																																																																																													
団長	1	113,400	113,400																																																																																													
副団長	2	71,500	143,000																																																																																													
分団長	4	63,800	255,200																																																																																													
副分団長	4	40,700	162,800																																																																																													
班長	8	34,100	272,800																																																																																													
団員	63	30,900	1,946,700																																																																																													
合計	82		2,893,900																																																																																													
職名	人数	単価(円)	一般の団員		役場職員の団員																																																																																											
			人数	金額(円)	人数	金額(円)																																																																																										
団長	1	104,000		104,000																																																																																												
副団長	1	77,000		77,000																																																																																												
分団長	3	57,000	3	171,000	1	37,000																																																																																										
副分団長	3	47,000	3	141,000																																																																																												
班長	7	44,000	5	220,000	2	88,000																																																																																										
団員	26	42,000	22	924,000	4	168,000																																																																																										
合計	41		28	1,893,000	7	727,000																																																																																										
2	<p>【消防団の取扱い】</p> <p>消防団の任免について</p> <p>1. 任用 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき、町長が任命しその他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て、団長が任命する。 (1) 本町に居住する年齢18歳以上、満60歳までの者であること。ただし、団長、副団長の年齢については、この限りでない。 (2) 志操堅固、身体強健である者。</p> <p>2. 定員(条例定数) 団員の定数 83人</p> <p>3. 懲戒 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。 (2) 義務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。 停職は、1月以内の期間を定めて行う。</p>	<p>【消防団の取扱い】</p> <p>消防団の任免について</p> <p>1. 任用 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき、町長が任命しその他の団員は、次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て、団長が任命する。 (1) 当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者 (2) 年齢18歳以上の者 (3) 志操堅固、身体強健である者。</p> <p>2. 定員(条例定数) 団員の定数 80人</p> <p>3. 懲戒 任命権者は、団員が次の各号の1に該当するときは、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。 (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。 (2) 義務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。 停職は、1月以内の期間を定めて行う。</p>	<p>団員の任命にあたり、年齢要件及び住所要件に相違がある。</p>	<p>合併時に一元化する。</p> <p>・溝口町の制度を適用する。</p>																																																																																												

合併協議資料(消防団の取扱い)

1 人員

	岸本町			溝口町			備考
	条例定	実人員	不足数	条例定	実人員	不足数	
団長	1人	1人		1人	1人		
副団長	2人	2人		1人	1人		
分団長	4人	4人		4人	4人		
副分団長	4人	4人		3人	3人		
班長	8人	8人		12人	12人		
団員	64人	63人	1人	59人	48人	11人	
計	83人	82人	1人	80人	69人	11人	
内役場職員		19人	1人		28人		溝口町は報酬無し
分団数	4分団			4分団			
幹部の任期	H15.4.2～2年間			H15.4.1～2年間			

3 報酬・費用弁償

	岸本町	溝口町	溝口町本部分団
団長	113,400円	104,000円	
副団長	71,500円	77,000円	
分団長	63,800円	57,000円	37,000円
副分団長	40,700円	47,000円	
班長	34,100円	44,000円	28,000円
団員	30,900円	42,000円	25,000円
費用弁償	3,900円	3,000円	
機関員報酬	8,100円	15,000円	
その他	溝口町においては、役場職員に対し報酬を支給しない。このため、別途分団助成として職員に支給すべき報酬額の2/3の額を支給している。 H14支給実績 575千円		

2 装備

	岸本町	溝口町	備考
車両数	4台	4台	
ポンプ車	1台(BD-1) 1台 本部分団(S63)	3台(BD-1) 3台 1分団(S61) 2分団(S58) 3分団(H3)	
積載車	1分団(H13.3) 1台 2分団(H13.3) 1台 3分団(H13.3) 1台	本部分団(H元) 1台	両町とも積載ポンプはB2級
防火服	各分団6着	各分団5着	
ヘルメット	各分団6個	各分団5個	
制服	作業服	作業服	
	ベルト(グレー)	ベルト(グレー)	
	盛夏服	盛夏服	
	略帽	アポロキャップ	
	制服(式服)幹部のみ	制服(式服)	
	ネクタイ	ネクタイ	
	長靴	長靴	
	半長靴(団長のみ)	半長靴(副団長以上)	
	制帽(幹部のみ)	制帽(分団長以上)	
	階級章 (盛夏服・作業服用の2種類)	階級章 (盛夏服・作業服用の2種類)	
無線	1～3分団に携帯用無線(1W)各1台 ポンプ車に車載用無線1台(5W)1台	各車両(車載4台) 分団長以上の幹部 (携帯6台H12) 消防主任(携帯1台H13) すべて5W出力	
安全装備	懐中電灯	反射ベスト 誘導灯 懐中電灯	

4 消防団の主な行事

	岸本町	溝口町	備考
4月	辞令交付	辞令交付	
6月	町消防ポンプ操法講習会 町消防ポンプ操法大会	西部消防ポンプ操法壮行会	
7月	西部消防ポンプ操法大会 県消防ポンプ操法大会	西部消防ポンプ操法大会 県消防ポンプ操法大会	
8月	西部広域消防圏連合演習	西部広域消防圏連合演習	
11月	非常召集訓練	非常呼集訓練 啓蒙パレード(全分団)	
1月	出初式	出初式 1月6日	
3月		啓蒙パレード(全分団)	
その他行事	・3年に1回総合防災訓練 ・3年に1回水防訓練 ・管轄区域の防火啓発・救急講習(随時) ・班長以上の役員会(3月・12月) ・幹部会(随時)	・3年に1回総合防災訓練 ・3年に1回水防訓練 ・管轄区域の防火啓発(随時) ・3ヶ月に1回程度幹部会(分団長以上) ・2年に1回防災フェスティバル (実績 H8、H10、H13)	
	・山林火災予防パトロール(ゴールデンウィーク) ・毎月2回防火パトロール(各分団)		

5 消防団幹部研修(県外視察)

	岸本町	溝口町
	・2年に1度実施 ・町より研修旅費50,000円予算措置 ・分団長以上で実施	

6 火災時

岸本町	溝口町
1. 役場の消防専用着信電話に西部消防局より連絡が入る。	1. 役場の消防専用着信電話に西部消防局より連絡が入る。
2. サイレンを吹鳴し、防災行政無線により火災現場、状況、出動分団を放送する。	2. サイレンを吹鳴し、防災行政無線により火災場所、状況、出動分団を放送する。
3. 消防団長に電話連絡をする。	3. ケーブルテレビの音声告知により、火災場所、状況 4. 団長、副団長に電話連絡をする。
4. 各団員は車庫に集合し、3名になった時点で消防車で出動する。 間に合わなかった団員は各個人の車等で現場に向かう。	5. 各団員は車庫に集合し、3名になった時点で消防車で出動する。 間に合わなかった団員は各個人の車等で現場に向かう。
サイレンの吹鳴パターン 火災信号 5秒吹鳴-6秒休止-5秒吹鳴-6秒休止-5秒吹鳴 山林火災 10秒吹鳴-2秒休止-10秒吹鳴-2秒休止-10秒吹鳴	サイレンの吹鳴パターン 火災信号 5秒吹鳴-3秒休止-5秒吹鳴-3秒休止...5回吹鳴

7 厚生

	岸本町	溝口町	備考
公務災害	鳥取県市町村消防災害補償組合 H15負担金494,900円	鳥取県市町村消防災害補償組合 H15負担金420,400円	
退職報償金	消防団員等公務災害補償等共済基金 H15負担金1,345,430円 掛金・支給額は基準どおり	消防団員等公務災害補償等共済基金 H15負担金1,296,800円 掛金・支給額は基準どおり	
共済事業	消防団員福祉共済 82人×3,000円=246,000円	消防団員福祉共済 69人×3,000円=207,000円	岸本町...町補助金 1人当り2,100円 溝口町...全額団員負担
	全日本消防人共済(火災共済) 82人×2,500円=205,000円	全日本消防人共済(火災共済) 67人×2,500円=167,500円 (親子団員2組)	両町とも団員個人負担
	消防互助年金 加入者1名(現職0名)	消防互助年金 加入者3名(現職2名)	両町とも団員個人負担

8 団員の募集

岸本町	溝口町
・分団で団員を確保する。 ・本部分団(職員消防)は岸本町民の新採用職員を入団させ、定員(20名)を超えた時点で年長の団員が退団する。 ・団員の退団は各個人の都合により、退団希望を出し、退団する。	・行政連絡、文字放送を活用し、団員の募集を行っている。 ・役場新規採用職員はすべて団員に採用する。 ・役場職員の退団は課長補佐に昇格後、新規入団者の状況を見ながら行う。 ・一般団員の入団は各分団において勧誘し、適格者を選定後採用する。 ・一般団員の退団は各個人の都合により、退団希望を出し、退団する。

9 教育・訓練

岸本町	溝口町
・基本教育は各分団において行う。 ・消防学校での教育については、随時分団長の推薦する者を受講させる。 ・6月に操法講習会で規律訓練を重点的に行う。	・基本教育は各分団において行う。 ・消防学校での教育については、毎年消防操法科に2名程度受講している。 ・火災予防運動等、団員が集まった時に合わせて、規律訓練、救急講習等の訓練を行っている。

10 その他慣例等

岸本町	溝口町
小型ポンプ操法は原則分団の持ち回りで行う(1分団 2分団 3分団) 自動車ポンプ操法は本部分団が行う。 連合演習は本部分団を中心に部隊を構成する。(本部3名、各分団1名)	自動車ポンプ操法は、原則分団の持ち回り(1分団 2分団 3分団) 本部分団は練習と大会当日の支援を行う。 連合演習は分団の持ち回り(1分団 2分団 3分団) H15 - 1、H14 - 2、H13 - 3、H12 - 2、H10-3
非常呼集の実施場所は、幹部と溝口出張所で打合せを行う。 H10 - 番原、H11 - 岸本、H12 - こしき、 H13 - 立岩、H14 - 真野 水防訓練は、各分団に均等に動員を割り当てる。	非常呼集の実施場所は、各地区持ち回り H15 - 溝口、H14 - 大滝、H13 - 福島、 H12 - 貴住、H11 - 添谷 水防訓練は、各分団持ち回り(1 2 3) 本部分団は毎回参加。 H13 - 1、H10 - 2、H7 - 3
団長の推薦方法 幹部会副団長・分団長・副分団長・班長の合議により団長を推薦する。	団長の推薦方法 幹部会副団長及び分団長の合議により、団長を推薦する。
表彰(基本的な流れ) 勤続5年 消防団長表彰 功績章 勤続10年 西部消防協会長功績表彰 勤続14年 消防団長表彰 勤続章 勤続15年 西部消防協会長勤続表彰 勤続20年 県消防協会長勤続表彰 勤続23年 県消防協会長功績表彰 勤続25年 鳥取県知事表彰(該当者のみ) 勤続30年 日本消防協会長勤続表彰	表彰(基本的な流れ) 勤続5年 団長表彰 勤続10年 町長表彰 勤続15年 西部消防協会長勤続表彰 勤続18年 西部消防協会長功績表彰 勤続20年 県消防協会長勤続表彰 勤続23年 県消防協会長功績表彰 勤続25年 鳥取県知事表彰(該当者のみ) 勤続30年 日本消防協会長勤続表彰

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い	責任者	勝部	
合併協定項目	16 地方税の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>【事務・事業名】個人町県民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割 <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000円/年（標準税率） ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280千円 + 192千円 <p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率（標準税率） 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% ・非課税基準 35万円 ×（本人 + 扶養人数） + 36万円 <p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 11月1日から同月30日まで ・第4期 翌年1月1日から同月31日まで <p>（根拠法令） 地方税法 第292条～第321条の2 町税条例 第23条～第53条の12</p>	<p>【事務・事業名】個人町県民税</p> <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する個人 均等割 + 所得割 ・町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割 <p>均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 2,000円/年（標準税率） ・非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280千円 + 192千円 <p>所得割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率（標準税率） 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% ・非課税基準 35万円 ×（本人 + 扶養人数） + 36万円 <p>納期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 翌年1月1日から同月31日まで <p>（根拠法令） 地方税法 第292条～第321条の2 町税条例 第23条～第53条の12</p>	<p>同一である</p> <p>同一である</p> <p>同一である</p> <p>納期が異なる</p>	<p>合併後に岸本町の例により一元化する。 （納期については、平成17年度から一元化する。）</p>				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件		
専門部会名	税務出納部会		責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い		責任者	勝部
合併協定項目	16 地方税の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
2	<p>【事務事業名】法人町民税</p> <p>納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 所得割</p> <p>・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所、又は事務所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割</p> <p>均等割 標準税率 法人税割 12.3% (標準税率)</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第294条、第312条、第314条の6 町税条例 第23条、第31条、第34条の6</p>		<p>【事務事業名】法人町民税</p> <p>納税義務者 ・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割 + 所得割</p> <p>・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所、又は事務所を有しない者及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割</p> <p>均等割 標準税率 法人税割 12.3% (標準税率)</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第294条、第312条、第314条の6 町税条例 第23条、第31条、第34条の6</p>		同一である			<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする</p>	
3	<p>【事務事業名】固定資産税</p> <p>納税義務者 ・固定資産税(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>税率 1.4%</p> <p>課税標準 ・固定資産税の基準年度の価格 (土地、家屋、償却資産)</p> <p>納期 ・第1期 5月1日から同月31日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 9月1日から同月30日まで ・第4期 12月1日から同月25日まで</p> <p>不均一課税 ・該当なし</p> <p>地方税法第18条の3 ・還付金については還付金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする。 また、岸本町固定資産税に係る補填金支払い要綱に従って、さらに5年前の年度分まで支払いが可能</p> <p>その他 ・土地の評価は、標準地比準方式。 ・家屋の評価は、評価補助員を伴って行う。</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第341条～第441条 町税条例 第54条～第79条</p>		<p>【事務事業名】固定資産税</p> <p>納税義務者 ・固定資産税(土地、家屋、償却資産)の所有者</p> <p>税率 1.4%</p> <p>課税標準 ・固定資産税の基準年度の価格 (土地、家屋、償却資産)</p> <p>納期 ・第1期 5月1日から同月31日まで ・第2期 7月1日から同月31日まで ・第3期 12月1日から同月25日まで ・第4期 翌年2月1日から同月28日まで</p> <p>不均一課税 ・該当なし</p> <p>地方税法第18条の3 ・還付金については還付金交付申請のあった日の属する年度から5年前の年度分までとする。 また、岸本町固定資産税に係る補填金支払い要綱に従って、さらに5年前の年度分まで支払いが可能</p> <p>その他 ・土地の評価は、標準地比準方式。 ・家屋の評価は、評価補助員を伴って行う。</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第341条～第441条 町税条例 第54条～第79条</p>		納期が異なる			<p>合併後に岸本町の例により一元化する。</p> <p>(納期については、平成17年度から一元化する)</p>	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出案件																																																																						
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い		責任者	勝部																																																																					
合併協定項目	16 地方税の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考																																																																						
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法																																																																							
4	<p>【事務・事業名】軽自動車税</p> <p>納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 (賦課年度の4月1日現在の所有者又は使用者)</p> <p>税率</p>	<p>【事務・事業名】軽自動車税</p> <p>納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 (賦課年度の4月1日現在の所有者又は使用者)</p>	同一である			<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする</p>																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分 ・ 種 別</th> <th colspan="2">年 税 額 (単位:円)</th> <th rowspan="2">課題・問題点</th> </tr> <tr> <th>岸本町</th> <th>溝口町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【原動機付自転車】</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="10">同一である</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下のもの</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下のもの</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超のもの</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超のもの</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>【二輪の小型自動車】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>【小型特殊自動車】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>【軽自動車】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二輪のもの(側車付のものを含む)</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪のもの</td> <td>3,100</td> <td>3,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四輪以上のもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・乗用のもの(営業用)</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・乗用のもの(自家用)</td> <td>7,200</td> <td>7,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・貨物用のもの(営業用)</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・貨物用のもの(自家用)</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分 ・ 種 別	年 税 額 (単位:円)		課題・問題点		岸本町	溝口町	【原動機付自転車】			同一である	二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下のもの	1,000	1,000	二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下のもの	1,200	1,200	二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超のもの	1,600	1,600	三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超のもの	2,500	2,500	【二輪の小型自動車】			二輪の小型自動車	4,000	4,000	【小型特殊自動車】			農耕作業用のもの	1,600	1,600	その他のもの	4,700	4,700	【軽自動車】				二輪のもの(側車付のものを含む)	2,400	2,400		三輪のもの	3,100	3,100		四輪以上のもの				・乗用のもの(営業用)	5,500	5,500		・乗用のもの(自家用)	7,200	7,200		・貨物用のもの(営業用)	3,000	3,000		・貨物用のもの(自家用)	4,000	4,000		専ら雪上を走行するもの	2,400	2,400		<p>納期</p> <p>・4月11日から同月30日まで</p> <p>ナンバープレートの再交付</p> <p>・故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。</p> <p>軽自動車税の減免</p> <p>・公益のため直接専用するもの</p> <p>・身体又は精神に障害を有し歩行が困難なものが所有する軽自動車等(1台に限る)</p> <p>(根拠法令)</p> <p>地方税法 第442条～第461条 町税条例 第80条～第91条</p>	<p>納期</p> <p>・4月11日から同月30日まで</p> <p>ナンバープレートの再交付</p> <p>・故意又は過失に基づくときは、弁償金として300円を納めなければならない。</p> <p>軽自動車税の減免</p> <p>・公益のため直接専用するもの</p> <p>・身体又は精神に障害を有し歩行が困難なものが所有する軽自動車等(1台に限る)</p> <p>(根拠法令)</p> <p>地方税法 第442条～第461条 町税条例 第80条～第91条</p>
区 分 ・ 種 別	年 税 額 (単位:円)		課題・問題点																																																																										
	岸本町	溝口町																																																																											
【原動機付自転車】			同一である																																																																										
二輪のもので総排気量0.05L以下又は定格出力0.6KW以下のもの	1,000	1,000																																																																											
二輪のもので総排気量0.05L超0.09L以下又は定格出力0.6KW超0.8KW以下のもの	1,200	1,200																																																																											
二輪のもので総排気量0.09L超又は定格出力0.8KW超のもの	1,600	1,600																																																																											
三輪以上のもので総排気量0.02L超又は定格出力0.25KW超のもの	2,500	2,500																																																																											
【二輪の小型自動車】																																																																													
二輪の小型自動車	4,000	4,000																																																																											
【小型特殊自動車】																																																																													
農耕作業用のもの	1,600	1,600																																																																											
その他のもの	4,700	4,700																																																																											
【軽自動車】																																																																													
二輪のもの(側車付のものを含む)	2,400	2,400																																																																											
三輪のもの	3,100	3,100																																																																											
四輪以上のもの																																																																													
・乗用のもの(営業用)	5,500	5,500																																																																											
・乗用のもの(自家用)	7,200	7,200																																																																											
・貨物用のもの(営業用)	3,000	3,000																																																																											
・貨物用のもの(自家用)	4,000	4,000																																																																											
専ら雪上を走行するもの	2,400	2,400																																																																											

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件		
専門部会名	税務出納部会		責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い		責任者	勝部
合併協定項目	16 地方税の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
5	<p>【事務・事業名】たばこ税</p> <p>納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者</p> <p>税率 ・旧3級品以外の紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円</p> <p>納期 ・当月の販売分につき翌月末日まで</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第464条～第485条の12 町税条例 第92条～第102条 附則第16条の2</p>		<p>【事務・事業名】たばこ税</p> <p>納税義務者 ・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者</p> <p>税率 ・旧3級品以外の紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円</p> <p>納期 ・当月の販売分につき翌月末日まで</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第464条～第485条の12 町税条例 第92条～第102条 附則第16条の2</p>		同一である			現行のとおり新町に引き継ぐものとする	
6	<p>【事務・事業名】入湯税</p> <p>納税義務者 ・鉱泉浴場における入湯に対し入湯者に課税する</p> <p>税率 ・入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第701条～第701条の29 町税条例 第141条～第149条</p>		<p>【事務・事業名】入湯税</p> <p>納税義務者 ・鉱泉浴場における入湯に対し入湯者に課税する</p> <p>税率 ・入湯客1人1日について150円</p> <p>課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p>(根拠法令) 地方税法 第701条～第701条の29 町税条例 第141条～第149条</p>		同一である			現行のとおり新町に引き継ぐものとする	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提出案件		
専門部会名	税務出納部会		責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い		責任者	勝部
合併協定項目	16 地方税の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
7	<p>【事務・事業名】家屋評価</p> <p>固定資産（家屋）の課税標準額の基礎となる評価額を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査による課税物件の異動把握 ・登記済通知により課税物件の異動把握 ・現地評価の日程調整、評価通知の発送 ・県税事務所への非木造家屋の報告（非木造家屋は県税が評価する） ・現地調査、評価調書作成 ・在来家屋の滅失、変更等の確認 ・新築住宅の軽減措置 ・県税事務所への不動産取得税申告書の承継 ・県税及び法務局への価格通知 ・登録免許税法による住宅用家屋証明書の確認 		<p>【事務・事業名】家屋評価</p> <p>固定資産（家屋）の課税標準額の基礎となる評価額を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査による課税物件の異動把握 ・登記済通知により課税物件の異動把握 ・現地評価の日程調整、評価通知の発送 ・県税事務所への非木造家屋の報告（非木造家屋は県税が評価する） ・現地調査、評価調書作成 ・在来家屋の滅失、変更等の確認 ・新築住宅の軽減措置 ・県税事務所への不動産取得税申告書の承継 ・県税及び法務局への価格通知 ・登録免許税法による住宅用家屋証明書の確認 <p>家屋評価システム（リース）を平成14年から導入している。</p>		<p>同一である</p> <p>家屋評価システムについては、電算システムの取り扱いで調整済</p>			<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする</p>	
8	<p>【事務・事業名】土地評価</p> <p>固定資産（土地）の課税の基礎となる評価額及び課税標準額を算出する。</p> <p>（評価替え）3年ごと・・・次回平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準地現況調査 ・用途地区、状況類似地区見直し ・不動産鑑定士による鑑定評価 ・鑑定価格調整、批准宅地価格の検討 ・宅地及び宅地以外の地目の価格調整（下落修正）毎年 ・不動産鑑定士による時点修正 ・下落修正の要否検討 （別荘地利用状況調査） ・別荘所有者に対し利用状況等調査表を送付し、基準値以上であれば住宅用地の特例措置（一般住宅用地として取り扱う）をとる ・180人中該当172人（平成14年度実績） <p>（筆数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価筆数 28,607筆 ・非課税筆数 13,801筆 合計 42,408筆 		<p>【事務・事業名】土地評価</p> <p>固定資産（土地）の課税の基礎となる評価額及び課税標準額を算出する。</p> <p>（評価替え）3年ごと・・・次回平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準地現況調査 ・用途地区、状況類似地区見直し ・不動産鑑定士による鑑定評価 ・鑑定価格調整、批准宅地価格の検討 ・宅地及び宅地以外の地目の価格調整（下落修正）毎年 ・不動産鑑定士による時点修正 ・下落修正の要否検討 （別荘地利用状況調査） ・実施していない <p>（筆数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価筆数 46,655筆 ・非課税筆数 21,219筆 合計 67,874筆 		<p>町境の評価状況について調査を行う必要がある。（15年度中に町境周辺の標準地評価額調査を行なう）</p> <p>別荘地利用状況調査を溝口町は実施していない</p>			<p>岸本町の例によるものとする</p>	
9	<p>【事務・事業名】償却資産評価</p> <p>固定資産税の課税対象となる資産のうち、事業に用いる機械、備品等（償却資産）について、年1回申告に基づいて賦課する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所の把握 ・申告書による償却資産増減分の電算入力 ・総務大臣配分価格通知による電算入力 ・償却資産所有者数 339件 （うち課税対象者数） 100件 ・総務大臣配分 9件 		<p>【事務・事業名】償却資産評価</p> <p>固定資産税の課税対象となる資産のうち、事業に用いる機械、備品等（償却資産）について、年1回申告に基づいて賦課する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所の把握 ・申告書による償却資産増減分の電算入力 ・総務大臣配分価格通知による電算入力 ・償却資産所有者数 191件 （うち課税対象者数） 83件 ・総務大臣配分 9件 		<p>同一である</p>			<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする</p>	

地方税の取扱いに関する法令(2-16-1関係)

地方税法(昭和25年法律第226号)

(地方団体の課税権)

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定に形式)

第3条 地方公共団体は、その地方税法の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の条例の実施のため手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(市町村が課することができる税目)

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。(第5項 省略)

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

7 市町村は第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

(公益等に因る不均一課税免除及び不均一課税)

第 6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第 7 条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継)

第 8 条の 2 市町村の廃置分合があったばあい (次条第 1 項本文の規定に該当する場合を除く。) においては、当該廃置分合により消滅した市町村 (以下本条において「消滅市町村」という。) に係る地方団体の徴収を目的とする権利 (以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。) は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村 (以下本条において「承継市町村」という。) の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続き及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て (異議申立て又は審査請求をいう。以下に同じ。) その他の手続きは、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続き及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続きとみなす。

(第 2 項から第 4 項 省略)

市町村の合併に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号)

(地方税の不均一課税)

第 1 0 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

地方税の概要(2-16-2関係)

1 町民税

町民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

個人町民税

個人の町民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が便利のように町が県民税も合わせて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

(ア) 均等割

個人町民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は(1)年額3,000円(50万人以上の市)、(2)2,500円(5万人以上50万人未満の市)、(3)2,000円((1)(2)以外)の3段階となっており、現在2町とも2,000円である。

(個人県民税は1,000円)

(イ) 所得割

個人町民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。標準税率は、3%、8%、10%の3段階となっている。(個人県民税は2%、3%の2段階)2町とも標準税率を適用している。

標準税率とは、地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

法人町民税

(ア) 均等割

法人町民税の均等割りは、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は120%まで。(法人県民税は資本金等の額に応じて5段階)

(イ) 法人税割

法人町民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に町で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は12.3%制限税率は14.7%、2町とも税率は12.3%である。(法人町民税は県条例で5.8%。但し、資本金または出資金が1億円以下で、かつ、法人税額が法人税額が年1,500万円以下の法人は5%)

制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産税の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日に現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は2町とも標準税率であり、車種、総排気量などにより1台あたりの年額で定められている。たとえば、50cc以下の原動機付自転車は、年額1,000円、自家用の軽四輪乗用車は、年額7,200円などがあり、制限税率は、標準税率の120%と定められている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者であり、税率は法律において定められた一定税率で、製造たばこ1,000本につき、2,977円、旧3級品（わかば、しんせいなど6品目）は、1,000本につき、1,412円である。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価格に税率を乗じ、その額から固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は2町とも、保有1.4%、取得3%である。平成15年度税制改正により、保有分については平成15年度保有分から、取得分については平成15年1月1日以降に取得した土地について、新たな課税は停止することとなっている。

6 鉱産税（該当なし）

鉱産税は、鉱産の掘採事業に対し鉱物の価格を課税標準として課税する税で、鉱物とは鉱業法第3条に規定する鉱物をいう。

7 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場に入浴する入湯客にかかる税金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てられる。税率は1人1日につき150円が標準となっている。

8 都市計画税（該当なし）

都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に土地や家屋のある人や会社などにかかる税金で、一定の市町村が行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼおなじである。税率は、0.25%、制限税率は0.3%となっているが、現在2町で都市計画税の該当はない。

税別納期調

納期	岸本町		溝口町	
	税目	期別	税目	期別
4月	軽自動車税	全	軽自動車税	全
5月	固定資産税	1期	固定資産税	1期
6月	町県民税	1期	町県民税	1期
	国民健康保険税	1期	国民健康保険税	1期
7月	固定資産税	2期	固定資産税	2期
8月	町県民税	2期	町県民税	2期
	国民健康保険税	2期	国民健康保険税	2期
9月	固定資産税	3期		
	国民健康保険税	3期		
10月	国民健康保険税	4期	国民健康保険税	3期
			町県民税	3期
11月	町県民税	3期		
	国民健康保険税	5期		
12月	固定資産税	4期	固定資産税	3期
1月	町県民税	4期	町県民税	4期
	国民健康保険税	6期	国民健康保険税	4期
2月	国民健康保険税	7期	固定資産税	4期
3月	国民健康保険税	8期		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提出案件	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	補助金、交付金の取扱い	責任者	石本	
合併協定項目	18補助金交付金の取扱い	各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
	<p>【補助金等の名称】納税組合設立補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税の収税率向上のため、各地区に納税組合を設置しており、新規に納税組合を設立する場合に、補助金を交付するものである。 (補助金の額) ・組合を設立した区に対し組合員1人に対し300円の割合で交付する。 	<p>【補助金等の名称】納税組合設立補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 		<ul style="list-style-type: none"> ・溝口町は設立補助金制度なし ・両町とも納税組合組織は各地区で確立されており、今後組合を設立する地区はないと予想される 			<p>合併時に廃止するものとする</p>	

行政現況調査調整一覧表												協議会提案事項								
専門部会名	総務部会					責任者	岡田賢治					ワーキンググループ名	字名の取り扱い					責任者	権代勝治	
合併協定項目	19 字名の取り扱い					各種事務事業の取扱い										備考				
連番	岸本町					溝口町					課題・問題点					調整方法				
1	市町村合併の際に、字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、県知事に届出ることが必要である。 事前に、字の名称及び区域の取扱いについて調整を図る。					市町村合併の際に、字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、県知事に届出ることが必要である。 事前に、字の名称及び区域の取扱いについて調整を図る。					岸本町、溝口町において大字の名称の同一区域があり、調整が必要である。					字名のうち、岸本町福岡と溝口町福岡については、合併前に調整を図り合併時に再編するものとし、その他の字名については、現行のとおりとする。				
大字名の名称					大字名の名称					岸本町の「福岡」の状況			溝口町の「福岡」の状況		(「福岡」以外の大字名は、そのまま新町に移行し、同一の「福岡」の大字名は、岸本町の「福岡」を変える。ただし、住民の意向により、「福岡」がつく名称に変更する。新しい名称については、現在、調整中。) 新町の字の区域及び字の表記は、現行のとおりとする。 (大字名の前に「大字」の文字を表記しない。) 2003.4.1現在					
漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	漢字名称	カナ名称	人口			世帯数	部落数		
清原	キヨハラ	上細見	カミホソミ	小野	オノ	二部	ニブ	宮原	ミヤバラ	上野	ウエノ	16人	3世帯	1部落						
口別所	クベツソ	立岩	タテイワ	小町	コマチ	畑池	ハタイケ	大倉	オオクラ	金屋谷	カナヤダニ	204人	70世帯	5部落						
久古	クゴ	吉定	ヨシサダ	金廻	カナマワリ	福岡	フクオカ	白水	シラミ	岩立	イワタテ									
福岡	フクオカ	岸本	キシモト	大殿	オオトノ	焼杉	ヤケスギ	根雨原	ネウバラ	貴住	キズミ									
番原	バンバラ	押口	オサエグチ	坂長	サカチョウ	福居	フクイ	宇代	ウダイ	栃原	トチバラ									
真野	マノ	吉長	ヨシナガ	岩屋谷	イワヤタニ	船越	フナコシ	中祖	ナカゾ	大滝	オオタキ									
大原	オオハラ	遠藤	エンドウ			福吉	フクヨシ	古市	フルイチ	大坂	オオサカ									
須村	スムラ					福島	フクジマ	父原	チチバラ	富江	トミエ									
丸山	マルヤマ					三部	サンブ	荘	ショウ	福兼	フクカネ									
小林	コバヤシ					溝口	ミゾクチ	大江	オオエ	添谷	ソエダニ									
						谷川	タニガワ	長山	ナガヤマ	大内	オオウチ									
計 23					計 33															
福岡の番地 1番1～349番地 地籍 215,635㎡(課税台帳)					福岡の番地 1番2～4,702番地 地籍 10,297,696㎡(課税台帳)															
地方自治法 第260条 1. 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。 2. 前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 3. 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。																				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	諮問機関の取扱い		責任者	草原啓司
合併協議項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>岸本町総合計画審議会</p> <p>町長の諮問に応じ、岸本町の総合計画及び国土利用計画について調査、審議する。</p> <p>委員数10名以内 町教育委員会の委員 町農業委員会の委員 公共的団体の役員 知識経験を有する者</p>		<p>溝口町総合計画審議会</p> <p>町長の諮問に応じ、溝口町の総合計画について調査、審議する。</p> <p>委員数14名以内 議会の議員 町教育委員会の委員 町農業委員会の委員 公共的団体の役員 知識経験を有する者</p>		<p>委員の構成が異なる。(議員の有無) 岸本町では国土利用計画についても審議対象としている。</p>			<p>合併後に一元化する。</p>	
2	<p>岸本町地域省エネルギービジョン策定委員会</p> <p>岸本町の地域省エネルギー推進のため地域省エネルギービジョンについて調査、審議する。</p> <p>委員数12名以内 学識経験者3名 エネルギー供給関係者3名 住民代表3名 地場産業代表者2名 町職員1名</p>		なし		<p>岸本町は平成14年度に策定。</p> <p>合併までに溝口町で省エネビジョンの策定は困難と考えられる。 岸本町は平成15年度にも省エネルギービジョンの重点テーマについて計画測定を行っている。 省エネルギー計画の策定段階にあるため、計画策定後に再度委員会の存続については調整する。</p>			<p>合併後に調整する。</p>	

行政現況調査調整一覧表						協議会提出案件	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	地域コミュニティ事業	責任者	谷口笑美
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	7地域コミュニティ事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法			
1	<p>有線放送</p> <ul style="list-style-type: none"> 各集落内の情報伝達方法として有線放送施設を設置している。 (平成6年4月に町の施設を各集落に無償譲渡した) 維持管理費は集落が負担。町は次の内容により、8割を限度とし補助制度を設けている。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 故障・断線による不通修理 (2) 家屋の新築・改築に伴う移転 (3) 転入等の新設 (4) 放送機の新設、更新、移転 (5) その他、町長の認めたもの 有線柱について <ul style="list-style-type: none"> (1) 現在設置されているものの更新、宅地開発に伴う新設については町で建柱する。 (2) 集落、個人の都合による移転は集落負担。 中国電力・NTT柱の共架料は、町が負担する。 	<p>有線放送</p> <ul style="list-style-type: none"> 有線放送施設がある集落とない集落があり、情報伝達方法については各集落により、異なっている。 維持管理に係る経費は、すべて地元負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 施設維持費の補助金制度は、岸本町のみのものである。合併後の補助制度について検討が必要である。 2. 共架料の負担の取扱いの検討 	<p>合併時に一元化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 岸本町の補助制度は、合併時に廃止する。 ただし、台風等の災害復旧については8割補助とする。 2. 中国電力・NTT柱の共架料は、町が負担する 			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業		責任者	草原啓司
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>国土利用計画策定事業</p> <p>・現行国土利用計画期間 平成8年～平成17年 平成9年6月策定</p> <p>【主な内容】</p> <p>土地利用の基本方針 利用区分別の土地利用の基本方向 土地の利用目的に応じた区分毎の規模の目標</p> <p>地域別の概要 目標達成に必要な措置の概要 計画における地域区分（ゾーニング） 上八郷地区（保養ゾーン） 下八郷地区（生産ゾーン） 大幡・幡郷地区（生活ゾーン）</p>		<p>国土利用計画策定事業</p> <p>現在のところ計画は策定していない、総合計画の中に「土地利用の方向性」という形で位置づけられている。</p>		<p>新町建設計画及び新町総合計画との関連性を図りながら新たに作成を行う必要がある。</p>		<p>合併後に新たに作成する。</p>		
2	<p>総合計画策定事業</p> <p>計画名称：第3次岸本町総合計画 第6次基本計画 策定時期：平成13年6月 基本構想期間：平成8年～平成17年 基本計画期間：平成13年～平成17年 基本理念：明るく元気で暮らせる うるおいのあるまちづくり テーマ：地域づくり・ひとづくり・健康づくり 今後の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康で明るい生活と高福祉をめざして 豊かな文化と人づくり 豊かな産業振興をめざして 住みよい生活環境づくり 暮らしよい町の基礎づくり 計画の推進をめざして 		<p>総合計画策定事業</p> <p>計画名称：第4次溝口町総合計画 策定時期：平成13年10月 基本構想期間：平成13年～平成22年 基本計画期間：平成13年～平成17年 基本理念：人と自然が協奏する交流のまちみぞくち テーマ：交流による地域活性化と充実した定住環境の創造 まちづくり施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域の個性を表現するまち 多様な交流が生まれるまち 新しい地域産業を創造するまち 誰もが住みよい快適なまち <p>分野別施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 自然と調和した快適な暮らしづくりをめざして（生活環境の分野） 活力を生み出す産業づくりをめざして（産業の分野） 健康でいきいきした暮らしづくりをめざして（保健・福祉の分野） ともに学びあう心豊かな人づくりをめざして（教育・文化の分野） 住民と行政の協働によるまちづくりをめざして（まちづくりの分野） 		<p>両町の総合計画及び新町建設計画との関連性を図りながら新たに作成を行う必要がある。</p>		<p>合併後に新たに作成する。</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業		責任者	草原啓司
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
3	<p>岸本町建設事業計画</p> <p>これまで、まちづくり計画として実施してきた、スーパーリゾートピア岸本計画の完了に伴い、新たに発生した課題・住民ニーズに対応したまちづくりの指針となる計画を策定し、策定後は計画の推進を図り、町の活性化させることを目的とする。</p> <p>岸本町の現状と課題などを調査し、計画を策定する。 策定期間：平成14年度中（単年度） 策定方法：コンサルタント委託、一部町が調査</p>		なし		<p>岸本町だけの計画である。 新町建設計画・新町総合計画との関連を図る必要がある。 新たに計画を策定するのではなく、新町建設計画・新町総合計画に本計画の趣旨を盛り込む。</p>		<p>内容を新町総合計画に反映させるものとする。</p>		

岸本町・溝口町合併協議会

第11回会議 参考資料

1．事務事業調整書面報告（事務レベル調整）

行政現況調書調整一覧表（地方税の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：納税関係業務）・・・・・・・・	2～3
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：地域開発関係事業）・・・・・・・・	4
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：学校教育事業）・・・・・・・・	5～10
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：その他）・・・・・・・・	11～12

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決案件

専門部会名	税務出納部会		責任者	金田	ワーキンググループ名	地方税の取扱い		責任者	勝部
合併協定項目	16地方税の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法			
1	<p>【事務・事業名】原付自転車・小型特殊自動車の標識交付</p> <p>軽自動車税に関わる車種のうち、自治体が交付する標識について交付（廃車含む）を行う。</p> <p>《標識交付車種》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原付（一種、二種甲、二種乙） ・小型特殊（農耕用、その他） ・ミニカー ・雪上車 <p>《申告書記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告年月日、住所、氏名、車名、年式、形式、車体番号、総排気量、形式認定番号 <p>《交付方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店用証明書又個人の場合譲渡証明書を確認し、所定の申告書より受付。 ・標識及び標識交付証明書を交付する。 <p>《廃車方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識及び標識交付証明書を返却のうえ、廃車申告書により受付。 ・廃車証明書を発行する。 	<p>【事務・事業名】原付自転車・小型特殊自動車の標識交付</p> <p>軽自動車税に関わる車種のうち、自治体が交付する標識について交付（廃車含む）を行う。</p> <p>《標識交付車種》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原付（一種、二種甲、二種乙） ・小型特殊（農耕用、その他） ・ミニカー ・雪上車 <p>《申告書記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告年月日、住所、氏名、車名、年式、形式、車体番号、総排気量、形式認定番号 <p>《交付方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店用証明書又個人の場合譲渡証明書を確認し、所定の申告書より受付。 ・標識及び標識交付証明書を交付する。 <p>《廃車方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識及び標識交付証明書を返却のうえ、廃車申告書により受付。 ・廃車証明書を発行する。 	同一である	現行のとおり新町に引き継ぐものとする					
2	<p>【事務・事業名】国有資産等所在市町村交付金 町内に所在する国有資産等の管理者からの通知に対し、交付金の請求を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が所有する土地等国有資産等の把握と交付金請求書の作成及び送付。 ・交付金の対象となる資産 3件 <p>近畿中国森林管理局 中国財務局 鳥取県企業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入見込額 35,820千円 	<p>【国有資産等所在市町村交付金】 町内に所在する国有資産等の管理者からの通知に対し、交付金の請求を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が所有する土地等国有資産等の把握と交付金請求書の作成及び送付。 ・交付金の対象となる資産 4件 <p>近畿中国森林管理局 環境省自然環境局 鳥取県（発電所）（警察官舎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入見込額 29,675千円 	同一である	現行のとおり新町に引き継ぐものとする					
3	<p>【事務・事業名】固定資産税に係る諸台帳及び図面等の整理保管に関すること 固定資産税課税資料の維持管理を行う。</p> <p>《管理資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋償却資産課税（補充）台帳（名寄帳） ・土地（補充）課税台帳 ・家屋（補充）課税台帳 ・償却資産課税台帳 ・土地価格等縦覧帳簿 ・家屋価格等縦覧帳簿 ・相続人代表届綴 ・公図 ・地籍図 ・土地台帳 ・家屋評価調書 	<p>【事務・事業名】固定資産税に係る諸台帳及び図面等の整理保管に関すること 固定資産税課税資料の維持管理を行う。</p> <p>《管理資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋償却資産課税（補充）台帳（名寄帳） ・土地（補充）課税台帳 ・家屋（補充）課税台帳 ・償却資産課税台帳 ・土地価格等縦覧帳簿 ・家屋価格等縦覧帳簿 ・相続人代表届綴 ・公図 ・地籍図 ・土地台帳 ・家屋評価調書 	同一である	現行のとおり新町に引き継ぐものとする					

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部長専決案件																														
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	納税関係業務	責任者	石本																													
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25-5納税関係業務	備考																																
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法																															
1	<p>【事務・事業名】収納整理</p> <p>出納室でチェック(日計)される納付書を基に、収納消込事務を行う。</p> <p>(事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各税の収納消込処理 口座振替分(FD処理による)の収納消込 収入伝票の収入簿記入及び日計表を作成し、出納室の収入日計と併せる。 徴収実績報告書の作成(毎月末) 過誤納付者に対するの還付充当処理 	<p>【事務・事業名】収納整理</p> <p>出納室でチェック(日計)される納付書を基に、収納消込事務を行う。</p> <p>(事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各税の収納消込処理 口座振替分(FD処理による)の収納消込 収入伝票の収入簿記入及び日計表を作成し、出納室の収入日計と併せる。 徴収実績報告書の作成(毎月末) 過誤納付者に対するの還付充当処理 	同一である		現行のとおり新町に引き継ぐものとする																															
2	<p>【事務・事業名】滞納整理</p> <p>滞納者に対し、納税を促し滞納整理を図る(現年分滞納整理事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各税納期限を超過し、なお督促状発送日(納期限後20日以内に発送)までに納付がない場合、督促状を発送する。 課税年度の3月中に1月末日までの納期限を超過した未納者に対し、催告書を発送する。発送後速やかに納付しない場合には、電話催告及び徴収訪問を行う。 <p>(滞納繰越分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度までの滞納がある者に対し、年2回(7,12月)催告書を発送する。発送後速やかに納付しない場合には、電話催告及び徴収訪問を行う。 その他定期的に電話及び訪問催告を行い、納付日を約束させる。 悪質な滞納者に対しては、財産差押を行う。 	<p>【事務・事業名】滞納整理</p> <p>滞納者に対し、納税を促し滞納整理を図る(現年分滞納整理事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各税納期限を超過し、なお督促状発送日(納期限後20日以内に発送)までに納付がない場合、督促状を発送する。 課税年度の3月中に1月末日までの納期限を超過した未納者に対し、催告書を発送する。発送後速やかに納付しない場合には、電話催告及び徴収訪問を行う。 <p>(滞納繰越分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度までの滞納がある者に対し、年2回(7,12月)催告書を発送する。発送後速やかに納付しない場合には、電話催告及び徴収訪問を行う。 その他定期的に電話及び訪問催告を行い、納付日を約束させる。 悪質な滞納者に対しては、財産差押を行う。 	両町同一であり、滞納整理は随時行っている。		現行のとおり新町に引き継ぐものとする																															
3	<p>【事務・事業名】口座振替の状況</p> <p>町税の収納率の向上を図るため、口座振替の加入を勧める。</p> <p>(取扱い金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 山陰合同銀行 ・ 鳥取銀行 ・ 鳥取西部農協 米子信用金庫 ・ 郵便局(鳥取・島根以外の在 <p>住者に限る)</p> <p>(口座振替依頼書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町指定用紙を取扱い金融機関に配布している。 <p>(口座振替加入件数及び加入率)</p> <table border="1"> <tr> <td>町県民税</td> <td>372件(1,042件)</td> <td>35.7%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>1,382件(3,994件)</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>1,126件(3,507件)</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>国保税</td> <td>524件(1,082件)</td> <td>48.4%</td> </tr> <tr> <td>全体合計</td> <td>3,404件(9,625件)</td> <td>35.4%</td> </tr> </table>	町県民税	372件(1,042件)	35.7%	固定資産税	1,382件(3,994件)	34.6%	軽自動車税	1,126件(3,507件)	32.1%	国保税	524件(1,082件)	48.4%	全体合計	3,404件(9,625件)	35.4%	<p>【事務・事業名】口座振替の状況</p> <p>町税の収納率の向上を図るため、口座振替の加入を勧める。</p> <p>(取扱い金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 山陰合同銀行 ・ 鳥取銀行 ・ 鳥取西部農協 米子信用金庫 ・ 郵便局 <p>(口座振替依頼書)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町指定用紙を取扱い金融機関に配布している。 <p>(口座振替加入件数及び加入率)</p> <table border="1"> <tr> <td>町県民税</td> <td>70件(1,166件)</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>229件(3,523件)</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>52件(2,888件)</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>国保税</td> <td>28件(933件)</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>全体合計</td> <td>379件(8,510件)</td> <td>4.5%</td> </tr> </table>	町県民税	70件(1,166件)	6.0%	固定資産税	229件(3,523件)	6.5%	軽自動車税	52件(2,888件)	1.8%	国保税	28件(933件)	3.0%	全体合計	379件(8,510件)	4.5%	指定金融機関が異なる(溝口町は平成16年度から指定金融機関制度導入)		合併時に岸本町の例により一元化する	
町県民税	372件(1,042件)	35.7%																																		
固定資産税	1,382件(3,994件)	34.6%																																		
軽自動車税	1,126件(3,507件)	32.1%																																		
国保税	524件(1,082件)	48.4%																																		
全体合計	3,404件(9,625件)	35.4%																																		
町県民税	70件(1,166件)	6.0%																																		
固定資産税	229件(3,523件)	6.5%																																		
軽自動車税	52件(2,888件)	1.8%																																		
国保税	28件(933件)	3.0%																																		
全体合計	379件(8,510件)	4.5%																																		

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決案件	
責任者	石本

専門部会名	税務出納部会	責任者	金田	ワーキンググループ名	納税関係業務	責任者	石本
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 5 納税関係業務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
4	<p>【事務・事業名】郵便払込の状況</p> <p>指定金融機関以外での銀行振込は納税者が手数料を負担することとなるため、県外納税義務者には郵便振込納付書を同封し、郵便振込手数料は町が負担する。 (郵便振込手数料負担額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収以外 1件につき 30円 ・特別徴収分 1件につき 払込金額 × 1/1000 + 20円 	<p>【事務・事業名】郵便払込の状況</p> <p>指定金融機関以外での銀行振込は納税者が手数料を負担することとなるため、県外納税義務者には郵便振込納付書を同封し、郵便振込手数料は町が負担する。 (郵便振込手数料負担額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収以外 払込額1万円以下 70円 払込額10万円以下 120円 払込額100万円以下 220円 ・特別徴収分 1件につき 払込額 × 1/1000 + 20円 	負担額が異なる			合併時に岸本町の例により一元化する	
5	<p>【事務・事業名】町税過誤納還付金(歳出還付)</p> <p>各税において、更正(税額修正)により税額が減額された場合、過納金を還付する。 (町県民税) 過年度分の国税修正申告等により更正減となった納税者 (法人町民税) 予定納税額が確定申告納税額を上回った納税者及び過年度の修正申告等により更正減となった納税者 (固定資産税) 土地の地目誤り、家屋の滅失漏れなどにより更正減となった納税者 (国保税) 固定資産税に更正が発生し、資産割を賦課している納税者及び、資格喪失異動届により過年度に遡り更正を行う納税者</p>	<p>【事務・事業名】町税過誤納還付金(歳出還付)</p> <p>各税において、更正(税額修正)により税額が減額された場合、過納金を還付する。 (町県民税) 過年度分の国税修正申告等により更正減となった納税者 (法人町民税) 予定納税額が確定申告納税額を上回った納税者及び過年度の修正申告等により更正減となった納税者 (固定資産税) 土地の地目誤り、家屋の滅失漏れなどにより更正減となった納税者 (国保税) 固定資産税に更正が発生し、資産割を賦課している納税者及び、資格喪失異動届により過年度に遡り更正を行う納税者</p>	同一である			現行のとおりとする	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	企画部会		責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業		責任者	舟越 聡
合併協議項目	25. 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 11 地域開発関係事業		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>企業誘致推進事業</p> <p>町内の企業分譲地等に企業を誘致し、住民の就業の場を提供するとともに、地域の産業、経済の振興を図る。 企業訪問、企業への企業分譲地紹介等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内企業分譲地：大原企業分譲地2.4ha（5区画）、岸本工業団地1.2ha ・大原分譲地への進出済企業：アストロデザイン、スリーエステクノ ・岸本工業団地への進出済企業：なし 		<p>企業誘致推進事業</p> <p>町内の企業分譲地等に企業を誘致し、住民の就業の場を提供するとともに、地域の産業、経済の振興を図る。 企業訪問、企業への企業分譲地紹介等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内企業分譲地：上野工業団地13.7ha、大平原工業団地2.2ha ・溝口IC工業団地への進出済企業：大山ビバレッジ ・旭農工団地への進出済企業：日本電産 ・上野、大平原工業団地への進出済企業：なし 		<p>企業分譲地紹介パンフレットの統一・修正が必要となる。町名変更等に伴うパンフレットの修正を行う。</p>			<p>合併時に一元化する</p>	
2	<p>景観形成事業</p> <p>優れた景観を有する美しい県土をつくりあげることが目的とした「鳥取県景観形成条例」を平成5年3月に制定し、総合的な景観施策を進めている。この条例に基づき、事務をすすめる。</p>		<p>景観形成事業</p> <p>優れた景観を有する美しい県土をつくりあげることが目的とした「鳥取県景観形成条例」を平成5年3月に制定し、総合的な景観施策を進めている。この条例に基づき、事務をすすめる。</p>		<p>景観形成地域については県の事業であり、町は進達するだけであるので、調整の必要はないと思われる。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
3	<p>土地利用規制及び開発対策事務</p> <p>国土利用計画法に基づく土地売買届出事務を行う。</p>		<p>土地利用規制及び開発対策事務</p> <p>国土利用計画法に基づく土地売買届出事務を行う。</p>		<p>国土利用計画法に基づく事務のため、問題点はない。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	

専門部会名	教育文化部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	三宅祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業		備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点	調整方法		
1	<p>学校数、学級数（通常、身障）、児童（生徒）数 【目的】 町立学校の学級数・児童生徒 【内容】 岸本小学校 14学級（通常12・身障2） 348人 八郷小学校 6学級（通常6・身障0） 82人 岸本中学校 9学級（通常8・身障1） 271人 *平成15年5月1日現在</p>	<p>学校数、学級数（通常、身障）、児童（生徒）数 【目的】 町立学校の学級数・児童生徒 【内容】 溝口小学校 7学級（通常6・身障1） 172人 二部小学校 5学級（通常5・身障0） 64人 福岡分校 3学級（通常3・身障0） 5人 日光小学校 4学級（通常4・身障0） 21人 添谷分校 2学級（通常2・身障0） 2人 溝口中学校 8学級（通常6・身障2） 179人 *平成15年5月1日現在</p>		なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。		
2	<p>教員数、学校医数、学校歯科医数 【目的】 町立学校の教員数及び教育委員会が委嘱する学校医等 【内容等】 岸本小学校 校長1名 教頭1名 教諭18名 講師1名 養教1名 事務1名 学校栄養1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名 八郷小学校 校長1名 教頭1名 教諭7名 養教1名 事務1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名 岸本中学校 校長1名 教頭1名 教諭15名 講師3名 養教1名 事務1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名</p>	<p>教員数、学校医数、学校歯科医数 【目的】 町立学校の教員数及び教育委員会が委嘱する学校医等 【内容等】 溝口小学校 校長1名 教頭1名 教諭8名 講師1名 養教1名 事務1名 学校栄養1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名 二部小学校 校長1名 教頭1名 教諭7名 養教1名 事務1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名 福岡分校 教諭3名 日光小学校 校長1名 教頭1名 教諭4名 講師1名 養教1名 事務1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名 添谷分校 教諭2名 溝口中学校 校長1名 教頭2名 教諭14名 講師1名 養教1名 事務1名 学校医1名 歯科医1名 薬剤師1名</p>		なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。		

専門部会名	教育文化部会		責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業		責任者	三宅祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		25 - 37 学校教育事業		備考		
連番	岸本町		溝口町		課題・問題点			調整方法	
3	<p>入学式・卒業式に関する事</p> <p>【目的】 入学式・卒業式の開催</p> <p>【内容等】 新入学児童・生徒の入学に際して入学式を実施し、卒業認定児童・生徒の卒業に際して卒業式を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 小学校 入学式4月8日 卒業式3月20日 中学校 入学式4月10日 卒業式3月12日 ・卒業式における卒業証書の授与 小学校：全員 中学校：全員 ・国旗掲揚及び国歌斉唱の有無 小学校：有 中学校：有 		<p>入学式・卒業式に関する事</p> <p>【目的】 入学式・卒業式の開催</p> <p>【内容等】 新入学児童・生徒の入学に際して入学式を実施し、卒業認定児童・生徒の卒業に際して卒業式を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 小学校 入学式4月8日 卒業式3月19日 中学校 入学式4月9日 卒業式3月9日 ・卒業式における卒業証書の授与 小学校：全員 中学校：全員 ・国旗掲揚及び国歌斉唱の有無 小学校：有 中学校：有 		* 実施時期は校長に一任されている。			現行どおり新町に引き継ぐ。	
4	<p>教職員の履歴書管理に関する事</p> <p>【目的】 教職員の人事及びサービスの監督</p> <p>【内容等】 教職員の履歴書の管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用職員の履歴書の受理 (着任した日から7日以内) ・履歴事項の変更届の受理 (本籍・住所・氏名・学歴・資格・免許等) ・履歴事項の変更届の県への進達 		<p>教職員の履歴書管理に関する事</p> <p>【目的】 教職員の人事及びサービスの監督</p> <p>【内容等】 教職員の履歴書の管理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用職員の履歴書の受理 (着任した日から7日以内) ・履歴事項の変更届の受理 (本籍・住所・氏名・学歴・資格・免許等) ・履歴事項の変更届の県への進達 		なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	
5	<p>教職員の諸届認可に関する事</p> <p>【目的】 適正かつ円滑な学校運営をはかることを目的とする</p> <p>【内容等】 岸本町立学校職員の服務規程等に基づき、教職員の職務専念義務の免除の承認等を教育委員会が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇承認 (校長、教頭：4日以上 職員：7日以上) ・休職承認 ・育児休業承認 ・介護休暇承認 ・復職、退職 ・その他 		<p>教職員の諸届認可に関する事</p> <p>【目的】 適正かつ円滑な学校運営をはかることを目的とする</p> <p>【内容等】 溝口町立学校職員の服務規程等に基づき、教職員の職務専念義務の免除の承認等を教育委員会が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇承認 (校長、教頭：4日以上 職員：7日以上) ・休職承認 ・育児休業承認 ・介護休暇承認 ・復職、退職 ・その他 		なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	

専門部会名	教育文化部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	三宅祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業	備考			
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
6	<p>小中学校教育課程に関する事</p> <p>【目的】 児童生徒の心身の発達に応じた教育内容、授業時数を考慮し、総合的に組織した教育計画を策定することで学校教育の目的や目標を達成する。</p> <p>【内容等】 1. 教育課程の内容 ・教育目標 ・指導の重点 ・学年別教科、科目及び特別活動の時間配当 ・学習指導、児童・生徒指導の大綱 2. 教育課程の編成及び届出 校長は教育課程を定めたときは速やかに教育委員会に届け出、これを変更したときも同様とする。</p>	<p>小中学校教育課程に関する事</p> <p>【目的】 児童生徒の心身の発達に応じた教育内容、授業時数を考慮し、総合的に組織した教育計画を策定することで学校教育の目的や目標を達成する。</p> <p>【内容等】 1. 教育課程の内容 ・教育目標 ・指導の重点 ・学年別教科、科目及び特別活動の時間配当 ・学習指導、児童・生徒指導の大綱 2. 教育課程の編成及び届出 校長は教育課程を定めたときは速やかに教育委員会に届け出、これを変更したときも同様とする。</p>	なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。			
7	<p>教科書採択に関する事</p> <p>【目的】 岸本町立学校で使用する教科書の採択</p> <p>【内容等】 学校法に定める検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用義務を遵守し、町立学校で使用する教科書を採択する。 (種目ごとに一種の教科用図書を採択する)</p> <p>・教科書の採択手順</p>	<p>教科書採択に関する事</p> <p>【目的】 溝口町立学校で使用する教科書の採択</p> <p>【内容等】 学校法に定める検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用義務を遵守し、町立学校で使用する教科書を採択する。 (種目ごとに一種の教科用図書を採択する)</p> <p>・教科書の採択手順</p>	なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。			
8	<p>教科書・指導書の購入に関する事</p> <p>【目的】 教科書改訂に伴う教師用教科書・教科指導書の購入</p> <p>【内容等】 教師用として岸本町が採択した教科用図書および指導書の購入 学校名 取次供給所 岸本小学校 株式会社今井書店 八郷小学校 株式会社米子書店 岸本中学校 すずや書店 教科書供給経路 教科書発行者 特約供給所(県下に1つ) 取次供給所 学校 *各学校へ教科書を納入する取次供給所は特約供給所により上記のとおり決定されている。</p>	<p>教科書・指導書の購入に関する事</p> <p>【目的】 教科書改訂に伴う教師用教科書・教科指導書の購入</p> <p>【内容等】 教師用として溝口町が採択した教科用図書および指導書の購入 学校名 取次供給所 二部小学校 クボタ書店 溝口小学校 クボタ書店 日光小学校 クボタ書店 溝口中学校 クボタ書店 教科書供給経路 教科書発行者 特約供給所(県下に1つ) 取次供給所 学校 *各学校へ教科書を納入する取次供給所は特約供給所により上記のとおり決定されている。</p>	なし (参考) 教科用図書等の購入先については、教科書発行者が供給業者(特約供給所、取次供給所)と供給契約を結んでおり、こちらでの業者選定は不可。購入にあたっては上記の供給契約、発行者と国との購入契約により1業者による随意契約となる。	現行どおり新町に引き継ぐ。			

専門部会名	教育文化部会		責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業		責任者	三宅祐志																																									
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業			備考																																											
連番	岸本町		溝口町		課題・問題点	調整方法																																												
9	<p>理科教育振興法に関すること 【目的】 公立学校における理科設備、算数・数学設備の充実により、理科教育の振興を図る。 【内容等】 理科、算数・数学において設置基準に定められている設備を整備し、理科教育の振興を図る。設備の整備に要する経費の2分の1を国が補助する。 未実施（町単独で設備を整備） 平成15年度</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>理科備品購入</td> <td>158,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>算数備品購入</td> <td>251,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>409,000 円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>理科備品購入</td> <td>132,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数学備品購入</td> <td>91,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>223,000 円</td> </tr> </table>		小学校	理科備品購入	158,000 円		算数備品購入	251,000 円		計	409,000 円	中学校	理科備品購入	132,000 円		数学備品購入	91,000 円		計	223,000 円	<p>理科教育振興法に関すること 【目的】 公立学校における理科設備、算数・数学設備の充実により、理科教育の振興を図る。 【内容等】 理科、算数・数学において設置基準に定められている設備を整備し、理科教育の振興を図る。設備の整備に要する経費の2分の1を国が補助する。各小・中学校で理科設備を充実させるため、理科教育・算数（数学）教育設備補助事業を取り入れている。 平成15年度</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>理科備品購入</td> <td>1,800,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>算数備品購入</td> <td>0 円</td> <td>（単独も0円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1,800,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>理科備品購入</td> <td>1,073,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>数学備品購入</td> <td>0 円</td> <td>（単独も0円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1,073,000 円</td> <td></td> </tr> </table>		小学校	理科備品購入	1,800,000 円			算数備品購入	0 円	（単独も0円）		計	1,800,000 円		中学校	理科備品購入	1,073,000 円			数学備品購入	0 円	（単独も0円）		計	1,073,000 円		岸本町は理科教育振興法に基づく補助を受けず、町単独で理科・算数（数学）設備を整備している。		合併時に溝口町の例により一元化する。	
小学校	理科備品購入	158,000 円																																																
	算数備品購入	251,000 円																																																
	計	409,000 円																																																
中学校	理科備品購入	132,000 円																																																
	数学備品購入	91,000 円																																																
	計	223,000 円																																																
小学校	理科備品購入	1,800,000 円																																																
	算数備品購入	0 円	（単独も0円）																																															
	計	1,800,000 円																																																
中学校	理科備品購入	1,073,000 円																																																
	数学備品購入	0 円	（単独も0円）																																															
	計	1,073,000 円																																																
10	<p>学校保健 【目的】 学校における児童生徒および職員の健康の保持増進を図る。 【内容等】 児童・生徒及び職員の健康診断を実施 また、学校施設の点検を行い、環境衛生の維持、改善を図るとともに必要に応じ修繕を行い、危険防止の措置を講じ、安全な環境の維持を図る。 ○児童生徒 ・学校医（内科、歯科）による定期健診 ・学校医（内科、歯科）による新入学児の就学時健診 ・学校医（内科、歯科）からの臨時休業、出席停止の助言 ・耳鼻科、眼科、ぎょう虫卵、尿、心電図、貧血検査等 ○職員 ・健康診断、胃検診 ○学校施設 ・学校薬剤師による施設の衛生点検 ・施設の保守点検等</p>		<p>学校保健 【目的】 学校における児童生徒および職員の健康の保持増進を図る。 【内容等】 児童・生徒及び職員の健康診断を実施 また、学校施設の点検を行い、環境衛生の維持、改善を図るとともに必要に応じ修繕を行い、危険防止の措置を講じ、安全な環境の維持を図る。 ○児童生徒 ・学校医（内科、歯科）による定期健診 ・学校医（内科、歯科）による新入学児の就学時健診 ・学校医（内科、歯科）からの臨時休業、出席停止の助言 ・耳鼻科、眼科、ぎょう虫卵、尿、心電図、貧血検査等 ○職員 ・健康診断、胃検診 ○学校施設 ・学校薬剤師による施設の衛生点検 ・施設の保守点検等</p>		なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。																																											

専門部会名	教育文化部会		責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業		責任者	三宅祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業			備考		
連番	岸本町		溝口町		課題・問題点			調整方法	
11	<p>学校災害共済に関すること</p> <p>【目的】 学校の管理下において発生した事故等による負傷、疾病、障害、死亡に関し災害共済給付を行う。</p> <p>【内容等】 年度当初に保護者等の同意を得て日本体育・学校健康センターと災害共済給付契約を締結し、学校の管理下において発生した事故等による負傷、疾病、障害、死亡に関し報告書を作成しセンターに災害共済給付金を請求する。 センターから災害共済給付金の支払いがあった時は、学校を通し保護者に災害共済給付金を支給する。</p> <p>○日本体育学校健康センター共済掛金（1人当り） ・一般児童生徒共済掛金 840 円 （保護者負担割合1/2） ・免責特約掛金 35 円 （全額設置者負担）</p> <p>* 免責特約 災害が教職員の加害行為、施設の瑕疵によるものだった場合学校の設置者は、その価額の限度において損額賠償の責めを免れる。</p>		<p>学校災害共済に関すること</p> <p>【目的】 学校の管理下において発生した事故等による負傷、疾病、障害、死亡に関し災害共済給付を行う。</p> <p>【内容等】 年度当初に保護者等の同意を得て日本体育・学校健康センターと災害共済給付契約を締結し、学校の管理下において発生した事故等による負傷、疾病、障害、死亡に関し報告書を作成しセンターに災害共済給付金を請求する。 センターから災害共済給付金の支払いがあった時は、学校を通し保護者に災害共済給付金を支給する。</p> <p>○日本体育学校健康センター共済掛金（1人当り） ・一般児童生徒共済掛金 840 円 （保護者負担割合1/2） ・免責特約掛金 35 円 （全額設置者負担）</p> <p>* 免責特約 災害が教職員の加害行為、施設の瑕疵によるものだった場合学校の設置者は、その価額の限度において損額賠償の責めを免れる。</p>		なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	
12	<p>賠償責任保険に関すること</p> <p>【目的】 被保険者（町）が他人に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を保険金で填補する。</p> <p>【内容等】 日本体育・学校健康センターの免責特約制度に加入 内容は「学校災害共済に関すること」に記載</p> <p>参考 全国町村会総合賠償補償保険に加入 （所管は総務課）</p>		<p>賠償責任保険に関すること</p> <p>【目的】 被保険者（町）が他人に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を保険金で填補する。</p> <p>【内容等】 日本体育・学校健康センターの免責特約制度に加入 内容は「学校災害共済に関すること」に記載</p> <p>参考 全国町村会総合賠償補償保険に加入 （所管は総務課）</p>		なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	

専門部会名	教育文化部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	三宅祐志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 37 学校教育事業		備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点	調整方法		
13	<p>教育関係者の叙位叙勲の内申に関する事</p> <p>【目的】 学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著と認められる教育関係者を叙位、叙勲の候補者として内申する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○叙勲、賜杯候補者名簿の更新（4.1現在68歳以上） ○叙勲、賜杯候補者の内申 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：校長経験者、教育関係従事年数30年以上の者で70歳以上の者 ・功績調書等の作成 ○死亡に伴う叙位、叙勲上申 <ul style="list-style-type: none"> ・候補者が死亡した場合、死亡日を含めて14日以内に県教委に功績調書等を提出 ○その他叙勲事務関係調書 	<p>教育関係者の叙位叙勲の内申に関する事</p> <p>【目的】 学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著と認められる教育関係者を叙位、叙勲の候補者として内申する。</p> <p>【内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○叙勲、賜杯候補者名簿の更新（4.1現在68歳以上） ○叙勲、賜杯候補者の内申 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：校長経験者、教育関係従事年数30年以上の者で70歳以上の者 ・功績調書等の作成 ○死亡に伴う叙位、叙勲上申 <ul style="list-style-type: none"> ・候補者が死亡した場合、死亡日を含めて14日以内に県教委に功績調書等を提出 ○その他叙勲事務関係調書 		なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。		
14	<p>各種統計に関する事</p> <p>【目的】 教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ること</p> <p>【内容等】 岸本町における教育関係調査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校基本調査（毎年5月1日現在） 2. 学校教員統計調査（3年ごと10月1日現在） 3. 地方教育行政調査及び地方教育費調査（毎年5月1日現在 前年度会計） 	<p>各種統計に関する事</p> <p>【目的】 教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ること</p> <p>【内容等】 溝口町における教育関係調査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校基本調査（毎年5月1日現在） 2. 学校教員統計調査（3年ごと10月1日現在） 3. 地方教育行政調査及び地方教育費調査（毎年5月1日現在 前年度会計） 		なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。		

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	教育文化部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	責任者	藤井好文
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他	備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>事務局の公印の管理に関すること 【目的】 岸本町教育委員会の所管に係る事務局における公印の適正管理を行うことを目的とする。 【内容等】 岸本町教育委員会の所管に係る事務局における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は教育長とする。 2 持出しは管守者の承認を得て行なう。 3 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会印 ・教育委員会教育長印 4 公印の規格の定めの有無 無 	<p>事務局の公印の管理に関すること 【目的】 溝口町教育委員会の所管に係る事務局における公印の適正管理を行うことを目的とする。 【内容等】 溝口町教育委員会の所管に係る事務局における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は教育長とする。 2 公印は刷込み禁止とする。 3 持出しは管守者の承認を得て行なう。 4 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会印 ・教育委員会委員長印 ・教育委員会教育長印 ・教育委員会教育長職務代理者印 5 公印の規格の定めの有無 有 	両町で公印の種類が異なっている。		<p>合併時に溝口町の例を基に一元化を図る。</p> <p>ただし、公印刷込み禁止規定は、削除する。</p>		
2	<p>学校の公印の管理に関すること 【目的】 学校における公印の適正管理を行うことを目的とする。 【内容等】 学校における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は校長とする。 2 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・学校印 ・校長印 ・校長代理印 3 公印の規格の定めの有無 有 	<p>学校の公印の管理に関すること 【目的】 学校における公印の適正管理を行うことを目的とする。 【内容等】 学校における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は校長又は校長の指示した者とする。 2 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・学校印 ・校長印 3 公印の規格の定めの有無 無 	<ol style="list-style-type: none"> 1 溝口町には校長代理印がない。 2 両町で管守者が異なっている。 		岸本町の例により合併時に一元化する。		

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項	
専門部会名	教育文化部会		責任者	藤井好文	ワーキンググループ名	文化振興事業	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 42 その他		備考	
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
3	<p>事務局・学校以外の機関等の公印管理に関する事</p> <p>【目的】 岸本町教育委員会の所管に係る教育機関及び施設における公印の適正管理を行うことを目的とする。</p> <p>【内容等】 岸本町教育委員会の所管に係る教育機関及び施設における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は所属長とする。 2 持出しは管守者の承認を得て行なう。 3 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館印 ・公民館長印 ・B&G海洋センター所長印 ・学校給食共同調理場印 ・学校給食共同調理場長印 4 公印の規格の定めの有無 無 	<p>事務局・学校以外の機関等の公印管理に関する事</p> <p>【目的】 溝口町教育委員会の所管に係る教育機関及び施設における公印の適正管理を行うことを目的とする。</p> <p>【内容等】 溝口町教育委員会の所管に係る教育機関及び施設における公印の保管、使用についての適正管理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管守者は所属長とする。 2 公印は刷込み禁止とする。 3 持出しは管守者の承認を得て行なう。 4 公印の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館長印 ・中央公民館長印 ・二部公民館長印 ・日光公民館長印 ・町民体育館長印 ・青年の家所長印 ・学校給食センター所長印 5 公印の規格の定めの有無 有 	なし。		<p>合併時に溝口町の例を基に一元化を図る。</p> <p>ただし、公印刷込み禁止規定は、削除する。</p>		